

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 7件

中部（愛知）厚生年金 事案 7973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表において確認できる賞与振込額から推認できる保険料控除額から判断すると、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上述のとおり、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7974

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年1月24日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年1月頃まで

年金事務所から資格喪失日が分からないA社B工場の厚生年金保険の被保険者記録が見付かったとの連絡があった。

昭和20年*月*日にA社B工場への空襲があり、その後に辞めたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）、労働者名簿及びA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、資格取得日が昭和19年6月1日と記載され、資格喪失日は空欄となっている申立人と同姓（旧姓）同名で、生年月日が同日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社B工場に勤務することとなった経緯、同社B工場における業務内容、当時の生活状況及び通勤経路を具体的に記憶していることから、申立人が、申立期間当時、同社B工場に勤務していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同姓（旧姓）同名で、生年月日が同日の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらない上、前述の未統合記録は65歳に到達している者であることを踏まえると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合記録には、資格喪失日の記載が確認できないところ、申立人は、当時の上司及び同僚の氏名については記憶が無いものの、昭和19年*月*日に発生した大地震及び20年*月*日のA社B工場が被災した空襲を具体的に記憶しており、これらの申立人の記憶は文献の記録と一致し、信ぴょう性が高いと認められる上、申立人は、「昭和20年*月*日のA社B工場が被災した空襲を体験し、その時の恐怖から同社を辞めることになった。」と主張していることから、申立人は、少なくとも同年*月*日まで同社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、被保険者名簿における前述の申立人の未統合記録の前後に記載されている被保険者20人のうち、被保険者名簿、旧台帳、労働者名簿又はオンライン記録により資格取得日及び資格喪失日の双方について、確認できる者は10人いるが、残る10人については、資格取得日は確認できるものの、資格喪失日が確認できないところ、日本年金機構C事務センターは、これらの記録により資格喪失日が確認できないことについて、戦中戦後の混乱及び保険出張所（当時）の合併分割により、一部不明となった可能性は否定できないと回答しており、当時、保険出張所における厚生年金保険の記録の管理が不適切であったと認められる。

なお、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日については、旧台帳、労働者名簿及び被保険者名簿において、昭和19年6月1日と記載されているが、同年6月から同年9月までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険被保険者として保険料の徴収は行われておらず、年金額の計算の基礎とならない期間となる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年1月24日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 16 万円、申立期間②は 21 万 6,000 円、申立期間③は 16 万 7,000 円、申立期間④は 22 万 5,000 円、申立期間⑤は 16 万 7,000 円、申立期間⑥は 18 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日
② 平成 15 年 12 月 18 日
③ 平成 16 年 7 月 21 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日

申立期間にA社から賞与の支給があったが、年金記録が無いので標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額（申立期間①は 16 万円、申立期間②は 21 万 6,000 円、申立期間③は 16 万 7,000 円、申立期間④は 22 万 5,000 円、申立期間⑤は 16 万 7,000 円、申立期間⑥は 18 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としている。

るが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 7976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで
昭和45年7月から46年6月までA社に継続して勤務していたが、申立期間について、被保険者記録が無いので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の厚生年金保険被保険者記録、申立人のB厚生年金基金の加入記録、当時のA社の社会保険事務担当者の証言及び複数の同僚の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和46年1月1日に同社から同社C事業部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 7977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を昭和55年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月30日から同年5月1日まで

A法人からC社D工場に転勤となり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB法人からの回答により、申立人がA法人及び同法人の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和55年5月1日にA法人からC社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における厚生年金保険被保険者原票の昭和55年3月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和55年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 7978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月28日から同年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A社B支店から同社C工場に転勤した時期である昭和40年9月28日から同年10月1日までが厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

B支店からC工場には約30人の同僚と一緒に異動した。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、複数の同僚の回答及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B支店から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録により昭和40年10月1日に異動したことが確認できる同僚が、「申立人と私は、同じ日に異動した。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年8月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 7979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は17万6,000円、申立期間②は15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 7 月 20 日

申立期間にA社から賞与の支給があったが、年金記録が無いので標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額（申立期間①は17万6,000円、申立期間②は15万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）国民年金 事案 3614（富山国民年金事案 62 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 12 月まで

平成 19 年 11 月に、申立期間の国民年金保険料が還付されていることを知った。A 町役場で確認したところ、昭和 57 年 1 月から同年 12 月までの期間の保険料は納付済みであったが、申立期間の保険料は還付されているとの説明を受けた。

しかし、私は国民年金保険料の還付を請求したことも、還付金を受け取ったことも無いので、還付済みとされていることに納得できないとして第三者委員会に申立てをしたところ、平成 20 年 7 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料は無いが、平成 25 年 4 月に日本年金機構から厚生年金保険の記録が見付かったという回答書が届いたため、前回の第三者委員会の決定は間違っているのではないかと思う。私を始め家族は誰も、還付金を受領した覚えは無いとしており、年金事務所で私の国民年金被保険者台帳を見せてもらったが、誰が還付手続を行い、還付金を受け取ったのかは記載されておらず、納得できないので、再度、調査及び審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金被保険者台帳及び A 町の国民年金被保険者名簿には、昭和 58 年 6 月に申立期間の国民年金保険料（5 万 5,980 円）を還付した旨が記載されており、同町及び B 社会保険事務所（当時）が、申立人又はその代理人の提出した還付請求書を受理した後、通達に基づいて適切に事務処理を行ったことが推認される上、この記載内容に不合理な点はないこと、ii) 申立人の年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、同町が被保険者資格の取得「昭和 57 年 1 月 1 日」及び喪失「昭和 57 年 2 月 1 日」を記

載しており、当該手帳には訂正箇所も無いことから、申立人又はその代理人が、同町役場へ当該年金手帳を持参して国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったことが推認されること、iii) 当時は、資格喪失届の提出があった場合、市町村では被保険者名簿を調査の上、過誤納が確認できれば、還付請求書も同時に提出させる事務が一般的であったことなどから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成20年7月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに際して、申立人から新たな資料の提出は無く、申立人は、平成25年4月に日本年金機構から厚生年金保険の記録が見付かったという回答書が届いたため、前回の第三者委員会の決定は間違っているのではないかと思うとしている。しかし、当該回答書は、昭和57年7月から58年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録（22万円）とオンライン記録（15万円）とで異なるため、オンライン記録を健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に訂正するというものであり、国民年金保険料の還付に影響する厚生年金保険被保険者資格の取得に係るものではない。

また、申立人は、自身及び家族の誰も還付金を受領した覚えは無いとしているが、前述の国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿のほか、還付請求があった場合に管轄社会保険事務所が記載することとされている還付整理簿に、申立期間に係る還付金5万5,980円が昭和58年6月28日に支払われたとする記録が確認でき、一連の処理手続に不自然な点はみられない。

これらのことから、申立人の主張は、年金記録確認富山地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるに足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3615

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から同年9月まで

私は、平成5年5月から同年9月までワーキングホリデー制度を利用して海外に滞在していた。その後、この期間の国民年金保険料が納付されていないとの書類が届き、妻がA市役所で保険料を納付したので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年8月頃に払い出され、申立人は、20歳に到達した同年*月*日に強制加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得し、5年5月31日に同資格を喪失した後、同年10月26日に強制加入被保険者として資格を再取得した記録が確認でき、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、戸籍の附票によると、申立人は、平成5年5月から同年10月までの期間において海外へ住所を移していたことが確認でき、上述の国民年金被保険者資格を喪失していた期間と符合しており、制度上、海外に住所を有する者は国民年金加入義務の無い任意加入対象者であるところ、オンライン記録において、申立人が申立期間に任意加入手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料が納付されていないとの書類が届いたので、妻がA市役所で保険料を納付したとしているが、上述のとおり、申立期間は国民年金未加入期間であることから、保険料の納付督促があったとは考え難いところ、オンライン記録によると、申立期間より前の平成4年7月

から5年3月までの免除を受けていた期間（申立人は、当時学生）の保険料が13年3月2日に追納保険料として納付されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）の行っていた追納勧奨の取扱い（免除された保険料は、その後10年以内であれば追納することができ、10年目直前の保険料免除者に対して追納勧奨状が送付されていた。）とも一致していることから、当該追納保険料納付の記憶を申立期間の保険料のものとは取り違えている可能性も否定できない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立期間において、任意加入手続が行われ、国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 10 日から 31 年 5 月 14 日まで
年金記録によると、A社における資格喪失日は昭和 28 年 8 月 10 日とされているが、同日以降も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言によると、期間は特定できないものの、申立人が昭和 28 年 8 月 10 日以降も同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 36 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人及び複数の同僚が申立期間当時の社会保険事務担当者として名前を挙げている同僚及び当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の同社における資格喪失日の記録は、いずれもオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿及び被保険者台帳の資格喪失日に係る記載に不備は無く、遡って訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社における平成 15 年 4 月の賞与記録について、年金事務所から文書が送られてきたため、年金記録を確認したところ、当該賞与の記録は無いことが分かったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社は、「申立期間当時に申立人が実際に勤務していた事業所は、A社グループ内のB社である。」としているところ、同社は、「B社の決算は12月のため、決算賞与が出たとしても、支給は3月である。よって、平成15年4月の賞与の支給は無いと思われる。」と回答している。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月であることから、同年3月以前に支給された賞与については、年金額の計算の基礎とならない。

また、申立人及びA社は、申立期間の賞与額及び当該賞与に係る厚生年金保険料控除額が確認できる賞与明細書並びに賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社が加入しているC健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の適用台帳により、申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日
② 平成 15 年 12 月 18 日
③ 平成 16 年 7 月 21 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日

A社から賞与の支給があった記憶がある。申立期間の年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人の「お取引明細表」（平成 15 年 7 月 1 日から 18 年 12 月 31 日まで）によると、A社における毎月の給与の振込みについては確認できるものの、申立期間に係る賞与の振込みについては確認できない。

また、A社の同僚は「平成 15 年 7 月から 19 年 12 月に賞与の支給があったが、支給された人と支給されていない人がいた。」と証言している上、同社は、「平成 17 年以前については、給与台帳や源泉徴収簿の保存期限を過ぎているため資料が無く不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 20 日から 58 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 55 年 12 月に A 社に入社し、58 年 7 月末まで勤務した。
年金記録を確認したところ、A 社に係る標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低いことが分かった。
しかし、現在の記録より支払われていた給与額が高かったことは、申立期間のうち、一部の給料明細書から確認できるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間のうち、昭和57年2月から58年5月までに係る給料明細書によると、申立人が主張するとおり、支給金額合計に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、申立人から給料明細書が提出されていない期間については、事業主は申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないと回答しており、同僚に照会したものの申立期間当時の給料明細書を保管している者はおらず、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

また、申立人と同日に資格取得しているA社の厚生年金保険被保険者全員の標準報酬月額は、いずれも申立人と同様に昭和55年12月から変動しておらず、同僚からも、前述の給料明細書が提出された期間と比べて報酬月額及び保険料控除額の変更があった旨の証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 7984（富山厚生年金事案 153、292 及び 866 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から50年8月11日まで

A社に昭和43年9月1日から50年8月11日まで勤務していた。48年10月1日から50年8月11日まで22か月間、毎月1日にA社B支社へ年金加入継続金として500円（自分がもらう保険手数料80円を含めると580円）、合計1万1,000円を現金で支払ったが、この期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) A社は、申立人は昭和48年10月1日から50年3月4日まで当社に嘱託社員として在籍していたが、嘱託社員には厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと回答していること、ii) C市の記録により、申立人が申立期間中の49年10月23日から現在に至るまで継続して国民健康保険に加入していることが確認できること、iii) このほか、申立人の申立期間のうち、50年3月5日から同年8月31日までの期間における同社での勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年4月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2度目の申立てについては、申立人は、新たに「毎月1日、A社B支社へ厚生年金保険料として500円を持参していた。」と主張したものの、i) A社B支社は、嘱託社員からは厚生年金保険料を徴収していない上、厚生年金保険料の徴収方法は給与から控除する方式を採っており、現金受領は行っていないと回答していること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険料額（被

保険者負担分)は、当時の最も低い等級の標準報酬月額(2万円)で計算しても580円となり、申立人の主張する額(500円)を超えることなどから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る3度目の申立てについては、申立人は、「申立期間においてA社で勤務しており、毎月1日、同社B支社へ厚生年金保険料として500円を持参していた。」と再度主張しているものの、今回の主張の内容は、前回申立時と同じであり、申立人から新たな資料等の提出も無いことから、当該主張のみでは、年金記録確認富山地方第三者委員会のそれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成24年3月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、4度目の申立てとして、申立人は、「申立期間においてA社で勤務しており、毎月1日、同社B支社へ厚生年金保険料として500円(自分がもらう保険手数料80円を含めると580円)、合計1万1,000円を現金で支払った。」と重ねて主張している。

しかし、前述のとおりA社及び同社B支社は、申立人は申立期間のうち、昭和48年10月1日から50年3月4日までは嘱託職員であり、厚生年金保険の被保険者としておらず、保険料を徴収していなかった、また、厚生年金保険料の徴収は、給与からの控除で行い、現金徴収することはなかったと回答している上、申立人の申立期間のうち、同年3月5日から同年8月11日までの期間における同社での勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに年金記録確認富山地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7985

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月から 43 年 8 月まで
② 昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 4 月 25 日から 50 年 3 月まで

申立期間①、②、③とも各事業所で建築設計監理の仕事をしていた。

申立期間①については、それまで勤務していたA社を一旦退職し、同社の分室のB事業所（昭和42年3月17日からはC社）で勤務した。給与はB事業所、A社又はB事業所の元請けだったD社、E社のいずれかから支払われていた。

申立期間②については、入社試験を受けてF社で勤務した。

申立期間③については、それまで勤務していたG社から、同社の元請けのH社に派遣され、そのまま同社に勤務することとなり、給与はG社又はH社のいずれかから支払われていた。

これらの会社に勤務し、給与から保険料も控除されていたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社を一旦退職し、同社の分室のB事業所に勤務していた。給与はB事業所、A社、D社、E社のいずれかから支払われていた。」と述べているところ、申立人から提出された建築設計図、申立人が設計監理を行ったとするI事業所の落成記念の花瓶の写真、同事業所から提出された同事業所に係る工事請負契約書及び同事業所の回答において、C社の事業主名及び役員名並びにE社を指すと認められる事業所名が確認できることから、申立期間①当時、申立人はB事業所及びE社と何らかの関係があったものと考えられる。

しかし、事業所台帳及びオンライン記録によると、B事業所は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人が同事業所の同僚として名前を挙げた者は氏名のみで特定できない上、C社の事業主から協力を得られなかったことから、申立人の申立期間①におけるB事業所での勤務実態を確認できる証言を得ることができない。

また、A社は申立期間①の前の昭和40年8月26日に適用事業所でなくなっている上、申立人が同社の同僚として名前を挙げた4人に照会し、2人から回答を得たが、申立期間①に申立人がB事業所及びA社で勤務していたとの証言は無く、同社の当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①におけるB事業所及びA社での勤務実態について確認できる資料及び証言を得ることができない。

さらに、D社及びE社に係る事業所別被保険者名簿を確認したものの、申立期間①において、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「F社に昭和43年9月入社し、44年3月まで勤務して、住宅等、設計現地調査等をした。当時、同社は木造2階建ての建物の1階部分にあった。」と述べているところ、申立期間②において、F社で厚生年金保険被保険者記録がある27人の同僚に照会し、23人から回答を得たが、全員が申立人を記憶しておらず、そのうち複数の同僚は、「昭和43年には、F社は木造ではなく、7階建ての新社屋にあった。」と証言しており、申立人が申立期間②において、同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、F社において、申立人と同職種であった同僚二人の名前を挙げているところ、そのうち一人については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②の前の昭和41年7月1日に被保険者資格を喪失しており、申立人を記憶していないと回答している上、ほかの一人は同社において被保険者記録が確認できない。

さらに、F社に係る事業所台帳及びオンライン記録によると、同社は平成20年12月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社の当時の事業主は、「私が所持する同社の人事記録に、申立人の名前は見当たらない。」と証言している。

加えて、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「H社に勤務し、給与はG社又はH社のいずれかから支払われていた。」と述べているところ、申立期間③において、H社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚二人のうち、一人は、「申立人がH社に下請けからきていたと思う。」と証言し、ほかの一人が証言する同社の業務内容と申立人の記憶が一部一致している。

しかし、上記H社の二人の同僚のうち、申立人を記憶している一人は、上

記の証言以外のことは全く分からないとしている上、申立期間③において、G社で厚生年金保険被保険者記録がある10人の同僚に照会し、5人から回答を得たが、複数の同僚が、「申立人とは仕事で顔を合わせていたが、申立人がH社又はG社のどちらに所属していたかは不明である。」と証言している。

また、事業所台帳及びオンライン記録によると、H社は昭和52年5月1日に、G社は49年6月30日に適用事業所でなくなっている上、H社及びG社の当時の事業主とは連絡が取れないため、申立期間③における申立人とH社及びG社との雇用の有無、雇用形態、勤務実態及び保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることができない。

さらに、H社及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間③において申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 7986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月2日から同年10月1日まで
② 昭和18年10月1日から19年2月1日まで

申立期間①について、私は、昭和18年3月2日にA社に入社し、事務職として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間②について、昭和18年10月頃、戦争が激しくなり、周りの人たちが軍需工場で働くようになったため、私もB社（現在は、C社）D工場に転職した。しかし、同社の厚生年金保険の記録は昭和19年2月からとなっており、被保険者記録が間違っている。

申立期間①及び②について、調査をして、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同日にA社に入社したとする同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に事務職として勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、工場や炭鉱で働く男性の労働者のみが被保険者となるとされていることから、事務職として勤務した申立人は、労働者年金保険被保険者には該当しなかったものと考えられる。

また、このことは、上記の申立人と一緒にA社に入社し、事務職として勤務したとする同僚が、申立期間①については、労働者年金保険の記録は無く、厚生年金保険法の適用が開始された昭和19年6月1日（同年6月1日から同年9月30日までの期間は保険料徴収までの施行準備期間）に資格取得していることと符合する。

申立期間②について、C社から提出された社史によると、「昭和18年9月にE社と合併契約を結び、19年3月にB社D工場として発足した。」との記載があることから、当該期間はB社D工場が正式に稼働するまでの期間に当たるが、C社は、「B社D工場は、昭和20年*月に戦災により焼失していることから、同社に関する資料の保存は無い。」と回答していることから、当該期間における申立人の労働者年金保険の取扱いについて確認できない。

また、B社D工場の労働者年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡が取れた同僚からも、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。